

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境を整える。

1 計画期間:令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 内容:

目標1 小学校就学未満の子をもつ職員を対象とする短時間勤務制度等、柔軟な働き方のできる労働時間制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和4年4月～ 制度内容の検討

令和5年10月 就業規則の改定、届出及び周知

目標2 育児休業の取得状況を次の水準以上にする

・男性職員 計画期間中に1名以上取得を目指す※

・女性職員 取得率の80%以上を目指す

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和4年4月 育児休業制度の社内周知及び管理職に対する研修の実施

令和5年10月 休業取得者に対する相談窓口の設置

※妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは、男性も育児休業の取得が認められています。

目標3 子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる

「子供参観日」を拡充する(初回は平成22年7月)

平成26年8月～ 地域に開かれた「子供参観日」の開始

【目標を達成するための方策と実施時期】

参加人数は高水準で推移しており、継続実施

目標4 育児休業後に職員が復職しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年10月 職員へのアンケート調査、検討開始

令和4年10月 制度導入、管理職研修及び職員への周知
定期的な情報提供の実施

目標5 出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和3年10月 職員や退職者へのアンケート調査、検討開始

令和4年10月 制度導入、会議等による職員への周知
再雇用者への研修の実施